
「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 26 年 2 月 18 日

本協会では、平成 26 年 2 月 18 日の自主規制会議において、「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、本年 4 月 1 日から消費税が引き上げられることに伴い、内税価格で規定されている調査確認料（現行 12,000 円）について、税抜き価格（11,429 円）とするものである。

本規則改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後提出される調査確認申請書から適用する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本年 4 月 1 日から、消費税が引き上げられる（5%から 8%）ことに伴い、内税価格で規定されている調査確認料（現行 12,000 円）について、税抜き価格（11,429 円）とする。

2. 改正の骨子

この改正に伴い協会員は、事故確認委員会に調査確認申請書を提出したときは、当該調査確認申請 1 件につき調査確認料 11,429 円及び消費税相当額を本協会に納入しなければならないこととする。（第 11 条第 1 項）

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律審査部（TEL 03-3667-8475）

「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 2 月 18 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(調査確認料) 第 11 条 協会員は、第 8 条第 2 項の規定により調査確認申請書を提出したときは、調査確認申請書提出日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに、当該調査確認申請 1 件につき<u>調査確認料 11,429 円及び消費税等相当額</u>を本協会に納入しなければならない。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。	(調査確認料) 第 11 条 協会員は、第 8 条第 2 項の規定により調査確認申請書を提出したときは、調査確認申請書提出日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに、当該調査確認申請 1 件につき <u>12,000 円の調査確認料</u>を本協会に納入しなければならない。 2 (省 略)